

(その1)

# 解散

R4.3.31

## 收支報告書

会計	繰越	換算	勘定記		
中	中	中	中		

令和4年分  
(開催分)

(ふりがな) いちがんのかい

1 政治団体の名称 一丸の会

2 主たる事務所の所在地 東京都台東区台東4-17-5

NAKAMACHI MANSION 101

3 代表者の氏名 (姓) 馬淵 (名) 澄夫

4 会計責任者の氏名 (姓) 長安 (名) 豊

事務担当者の氏名

(姓) 岩井 (名) 禅

(電話) 090-8947-4785

(電話)

(電話)



### 政治団体の区分

- 政 党
- 政 党 の 支 部
- 政 治 資 金 団 体
- 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
- その他の政治団体
- その他の政治団体の支部

### 活動区域の区分

- 2以上の都道府県の区域等
- 同一の都道府県の区域内

### 資金管理団体の指定の有無

- 有
- 無

### 公職の種類

(現職・候補者の別)

資金管理団体の届出をした者の氏名 (姓) (名)

### 国会議員関係政治団体の区分

- 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
- 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者 (姓) (名)  
の氏名 馬淵 澄夫

公職の種類 衆議院議員  
(現職・候補者の別) (現職)

公職の候補者 (姓) (名)  
の氏名 (2人目)

公職の種類  
(現職・候補者の別)

公職の候補者 (姓) (名)  
の氏名 (3人目)

公職の種類  
(現職・候補者の別)

### 資金管理団体の指定の期間

から  
まで

(※複数の期間がある場合 2つめ以降の期間)

### 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

令和4年 1月 1日 から  
令和4年 3月 31日 まで

(※複数の期間がある場合 2つめ以降の期間)

(その2)

# 収 支 の 状 況

## 1 収支の総括表

収 入 総 額	3, 246, 785
( 前 年 か ら の 繰 越 額 )	3, 246, 785
( 本 年 の 収 入 額 )	0
支 出 総 額	0
翌 年 へ の 繰 越 額	3, 246, 785

## 2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	0
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	0

(2) 寄 附	
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額
(ア) 個 人 か ら の 寄 附	0
( う ち 特 定 寄 附 )	0
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0
(ウ) 政 治 团 体 か ら の 寄 附	0
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)	0
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0
イ 政 党 匿 名 寄 附	0
合 計 (ア + イ)	0

(その17)

# 資産等の状況

## 1 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア 土地	□	□	
イ 建物	□	□	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	□	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	□	□	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。) 又は貯金(普通貯金を除く。)	□	□	
カ 金銭信託	□	□	
キ 直価証券	□	□	
ク 出資による権利	□	□	
ケ 貸付先との残高が100万円を超える貸付金	□	□	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	□	□	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	□	
シ 借入先との残高が100万円を超える借入金	□	□	

# 宣誓書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和4年 5月 12日

政治団体の名称 一丸の会

会計責任者の氏名 長安 豊



代表者の氏名 (代表者については解散時のみ記入すること)

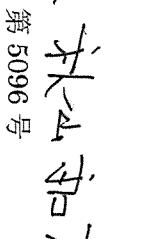
馬淵 澄夫



# 政治資金監査報告書

令和4年5月9日

一丸の会  
代表 馬淵 澄夫 殿

登録政治資金監査人   
登録番号 第5096号

研修終了年月日 平成28年9月16日

## 1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、一丸の会の令和4年に係る法第17条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徵し難かつた支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徵取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徵し難かつた支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、一丸の会の主たる事務所において行つた。

## 2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿が保存されていた。なお、政治資金監査の対象期間においては、一丸の会に係る支出はなく、明細書、領収書等、領収書等を徵し難しかつた支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかつた。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年のにおける支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第17条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿に基づいて、支出が計上されていない状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徵し難かつた支出の明細書及び支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかつた。

## 3 業務制限

一丸の会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。  
また、一丸の会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。